

(平成25年1月30日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認滋賀地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
国民年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	2 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	1 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和59年4月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和59年4月から同年9月まで
② 昭和60年4月から同年10月まで

昭和59年4月に大学を卒業し、A市で父親が経営する個人商店の従業員として働き始め、国民年金保険料については福利厚生の一環として、父親が納付してくれていた。一緒に保険料を納付していた両親は、申立期間に係る記録が全て納付済みであるのに、私の記録には未納期間や申請免除期間があり納付できない。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金加入期間の保険料は、申立期間①及び②を除き全て納付済みと記録されている上、当時、申立人と同一世帯であり、申立人の国民年金加入手続を行うとともに、申立期間の国民年金保険料を納付したとする申立人の父親及び母親については、昭和58年度以降の国民年金保険料を全て前納していることがオンライン記録により確認できることから、申立人の父親の納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点において、申立期間①の保険料は過年度納付が可能であるところ、A市は、「当時、市役所窓口では、過年度納付を希望する被保険者については手書きの過年度納付書を発行していた。また、当市が発行しなくても社会保険事務所（当時）において過年度納付書を発行していた。」と回答している上、日本年金機構も、「申立期間①当時はオンラインシステムによる過年度納付書の自動発行システムは導入されており、申立人に係る個別事情の有無は不明なものの、申立人に対して申立期間①に係る過年度納付書を発行していた可能性は否定できない。」と回答

していることを踏まえると、納付意識の高い申立人の父親が、申立期間①の保険料を過年度納付したと考えても不自然ではない。

一方、申立人は、「申立期間②については、国民年金保険料の免除申請を行っていない。また、申立期間②直後の昭和 60 年 11 月から 61 年 3 月までの期間については国民年金保険料を追納していない。」と供述している。

しかし、A市の国民年金被保険者名簿を見ると、申立人の国民年金への加入手続日の翌々日に、申立期間②を含む昭和 60 年度の国民年金保険料の申請免除処理が行われたことが確認できる上、オンライン記録を見ると、申立人は、平成 7 年 11 月 27 日に、昭和 60 年 11 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料の追納申出を行い、平成 7 年 11 月 29 日に同期間の同保険料を追納していることが確認できるところ、当該追納申出を行った時点では、申立期間②については、既に納付時効が成立していることから、保険料を追納することができない。

また、複数の読み方でのオンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査を行ったが、現在の国民年金手帳記号番号以外に別の同手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人の父親が、申立期間②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 59 年 4 月から同年 9 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年4月から4年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年4月から4年3月まで

申立期間当時は学生であったが、アルバイトをしていたので、国民年金保険料のほかに、車のローンの費用や食費等を母に渡していた。母が、毎月、納付書により私の国民年金保険料をA郵便局の窓口で納付していたにもかかわらず、国(厚生労働省)の記録では申立期間が未加入期間となっており、納得できない。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B市の電算システムの記録及び同市が保管する国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人については、平成6年4月20日に国民年金の資格取得手続きが行われ、その際、同年4月1日に遡って国民年金被保険者資格を取得し、国民年金手帳記号番号が、同年4月27日に払い出されていることが確認できる上、申立人が所持する年金手帳を見ても、「国民年金の記録」欄の被保険者となった日は、同年4月1日と記載されていることが確認できることから、当該払出時点において、申立期間は未加入期間であり、申立人は、制度上、国民年金保険料を納付することができない。

また、申立人自身は申立期間に係る国民年金の加入手続きや保険料の納付に関与しておらず、申立人の母親に聴取しても、加入手続き等についての記憶が明確でなく、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

さらに、複数の読み方でのオンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査を行ったが、現在の国民年金手帳記号番号以外に別の同手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立人の母親が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを

示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 1 月 21 日から 48 年 4 月 1 日まで

私は、昭和 46 年 3 月 22 日に A 社が運営する B の社員 C 職として採用され、48 年 3 月 31 日まで勤務した。しかし、国（厚生労働省）の記録では、申立期間の加入記録が無い。申立期間については、同社の D 事務所において社員 C 職として勤務しており、厚生年金保険に加入していたはずなので、調査をして年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、A 社 D 事務所が運営する B の社員 C 職として勤務していたと主張している。

しかしながら、A 社が保管する申立人に係る退職申告書を見ると、昭和 47 年 1 月 20 日離職と記載されていることが確認でき、同社は、「申立期間は退職後の期間であり、申立人は、当社に社員として勤務していない。退職申告書には給与部門及び保険部門の確認印も押されていることから、申立期間に係る給与の支給は無く、厚生年金保険料の控除を行うこともあり得ない。」としている。

また、申立期間当時に A 社 D 事務所に勤務していた B の社員 C 職は、「申立人とは同期入社であったことを覚えているが、申立期間当時に D 事務所に勤務していた B の社員 C 職は申立人ではなかった。申立期間又はその他の時期においても、申立人と D 事務所で一緒に勤務した記憶は無い。」と供述している上、申立人と同期入社であった複数の B の社員 C 職も、「申立期間に D 事務所に勤務していた B の社員 C 職を覚えているが、それは申立人ではなかった。」と供述しており、申立期間に係る申立人の同社 D 事務所での社員 C 職としての勤務を確認できない。

さらに、A社及び複数の元社員C職は、「BのC職には社員C職と委任C職があり、社員C職のみが厚生年金保険等の社会保険に加入していた。」としている。

加えて、雇用保険の加入記録、厚生年金基金の加入記録及びA社が保管する厚生年金保険取得・喪失台帳で確認できる加入記録は、いずれもオンライン記録と一致している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。